

令和5年6月吉日

適格請求書発行事業者に関する登録番号のお知らせ

令和5年10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定されております。

当倶楽部におきましては、適格請求書発行事業者の登録申請に基づき、所轄税務署より登録に関する通知を受けておりますので、ご案内申し上げます。

適格請求書発行事業者登録番号

T2-1800-0500-4992